

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関して定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程による役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 心配ごと相談所常任相談員及び一般相談員
- (4) その他会長が委嘱したもの

(報酬)

第3条 会長並びに心配ごと相談所業務にあたる常任相談員及び一般相談員の報酬は次のとおりとし、その他の役員等には報酬を支給しない。

- (1) 会長 月額50,000円（月8日以上勤務した場合）
- (2) 常任相談員 日額3,500円
- (3) 一般相談員 日額3,000円

2 前項第1号に規定する者が、月の途中で退任又は就任したときの報酬は、勤務日数に応じて按分する。

(費用弁償等)

第4条 役員等が、会長又は本会規程に定める委員会等の長の招集する会議に出席したときは、日額1,000円の費用弁償を支給する。

- 2 役員等が、会長の依頼により会長の職務を代行したときは、前項に規定する費用弁償を支給する。
- 3 役員等が、会長の依頼により業務のため旅行するときは、本会職員に支給する旅費の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第5条 第3条第1項第1号に規定する報酬は、当該月の翌月15日に現金で支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、休日でない日を支給日とする。

- 2 第3条第1項第2号及び第3号に規定する報酬は、業務日に現金で支給する。
- 3 第4条第1項及び第2項に規定する費用弁償は、会議日に現金で支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35及び第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。